



処理できないため収集しないもの

甲府市では、施設で処理することが困難であるものや、リサイクル法などにより収集・処理しないものがあります。主な品目は次のとおりです。詳細については、50音順ごみ分別辞典(P15～)をご覧ください。

家電リサイクル法により処理するもの



※いずれも
業務用の製品は
対象外

次のいずれかの方法で処理してください。

方法1…購入先に依頼する

- ① 買い替えをする場合は、新たに購入する販売店に依頼してください。
- ② 不用になった場合は、過去に購入した販売店に依頼してください。

方法2…自己で運搬する

ご自分で運搬できる場合は、郵便局でリサイクル料金を支払った後、リサイクル券といっしょに下記の指定引取場所へ運んでください。

方法3…処理を依頼する

甲府市で許可した収集運搬業者に依頼することもできます。(別途運搬料が必要です)

リサイクル費用と運搬料を負担

家電販売店

郵便局(リサイクル費用のみ負担)

指定取引場所

日本通運(株)山梨支店 ☎ **055-274-8211**
中央市中橋769(国母工業団地内)

都留貨物自動車(株)甲府支店 ☎ **055-273-5661**
中央市山之神流通団地2473-11

リサイクル費用と運搬料を負担

収集運搬業者

甲府市廃棄物事業協同組合
☎ **055-243-4881**

問い合わせ時間午前9時から午後4時

※リサイクル料金は、家電リサイクル券センターのホームページで確認できます。 <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

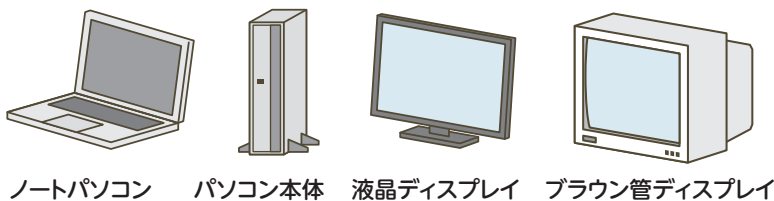
お問い合わせ先

家電リサイクル券センター

☎ **0120-319-640**



メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられているもの



購入時の標準添付品
(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル)も
一緒に回収します。

- 自作製パソコンも対象です。
- プリンターやスキャナーなどの周辺機器、ワープロは対象外ですので、「燃えないごみの日」に出してください。

処理方法

電話やインターネットでメーカーに連絡してください。

メーカーより振込用紙が送付されます。

回収再資源化料金を支払います。

メーカーより「エコゆうパック伝票」が送付されます。

パソコンを梱包して伝票を貼り、郵便局に配送を依頼してください。(戸口集荷も依頼できます)

※平成15年10月以降に販売されたパソコン(PCリサイクルマークがついたもの)については、購入時にリサイクル費用を負担しているため、排出時には無料で回収されます。

メーカー受付窓口など詳しくは、パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

パソコン3R推進協会 TEL 03-5282-7685

PC3R 検索

※使用済みの小型家電は専用回収ボックスがございます。 → 12ページ

<https://www.pc3r.jp>



お問い合わせ先

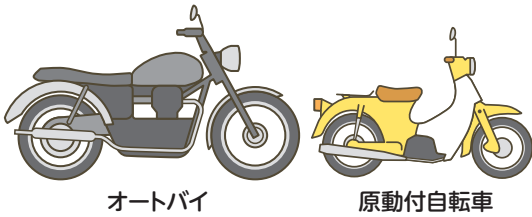
ごみ減量課

☎ **055-241-4327**



メーカーの自主的な取組として、リサイクルが行われているもの

乗らなくなったバイクは、「二輪車リサイクルシステム」により国内メーカーと輸入事業者が協力し、オートバイの適正処理・再資源化に自主的に取り組んでいます。



処理方法

バイクを確認

対象車両、引取り基準などをご確認ください。運輸局または市町村へ、廃車手続きを行ってください。

持込先を選択

最寄の指定引取場所か下記のマークのある廃棄二輪車取扱店になります。

下記の二輪車リサイクルコールセンターかホームページへお問合せください。

二輪車リサイクルコールセンター TEL 050-3000-0727

(財)自動車リサイクル促進センター



<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

必要な費用

- 廃棄二輪車取扱店で受付される場合、取扱店がご自宅への収集、指定引取り場所への運搬費用が必要となります。料金は取扱店毎に異なるため受付先の取扱店へお問合せください。
- 取引基準に適した場合、リサイクル料金のご負担はありません。

携帯電話は無償で各社ショップ等で回収

携帯電話の端末には、金・銀などの貴金属、リチウム・チタンなどの希少金属が含まれています。不要となった端末本体・電池パック・充電器は、お近くの右記マークのある販売店、携帯電話会社などへお持ちください。



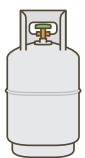
詳しくは、(一社)電気通信事業者協会のホームページをご覧ください。

<https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/> TEL 03-5577-5845

指定公共施設内の専用回収ボックスに直接小型家電を入れることもできます。
→12ページ

お問い合わせ先 **ごみ減量課** ☎ **055-241-4327**

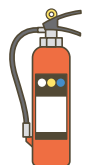
LPガス容器



取引のあるLPガス販売店に処理を依頼してください。

ご相談は
(一社)山梨県エルピーガス協会
☎ **055-228-4171**

消火器



専門業者に問い合わせてください。

ご相談は
消火器リサイクル推進センター
☎ **03-5829-6773**

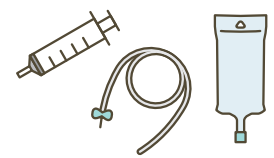
農業・塗料・危険物

ガソリン・灯油・シンナー・オイル等



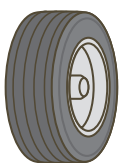
販売店、専門店で問い合わせてください。

在宅医療廃棄物



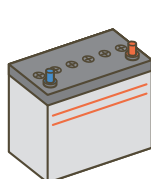
燃えるごみで出せるものもあります。詳しくはごみ減量課まで問い合わせてください。

タイヤ



ガソリンスタンド、販売店、修理工場に問い合わせてください。

バッテリー



販売店、専門店で問い合わせてください。

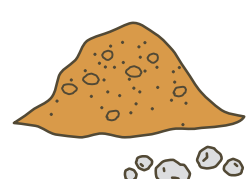
建築廃材



産業廃棄物に該当するものは

お問い合わせ先
(一社)山梨県産業資源循環協会
☎ **055-244-0755**
又は専門業者に問い合わせてください。

石・土砂



専門業者に問い合わせてください。